

中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果  
(2019年度第3回)

日本貿易振興機構  
北京事務所

1.調査期間

2019年11月01日～2019年12月18日

2.調査方法:

中国国家知識産権局商標局の「中国商標網」(中国商标网: <http://sbj.cnipa.gov.cn/>)を使用し、上記の調査対象の中国における商標出願・登録状況を調査した。

3.調査結果

中国における日本の都道府県及び政令指定都市の名称、地域団体商標、地理的表示に係る登録産品名の商標出願もしくは登録状況は以下のとおり。検索の方法及び調査報告の対象については、末尾を参照のこと。

把握できた範囲で、前回調査から出願件数あるいは登録件数が増えたものについては太字で表し下線を付している。

なお、調査に際しては正確を期すようにしているが、中国国家知識産権局商標局のデータベースの更新等により過去の調査時では把握できなかったものが確認される場合がある点に留意いただきたい。

(1) 都道府県

※公告、異議申立、査定不服審判中の案件については、出願中のものとして扱った。

① 中国等外国企業・個人により出願、登録されているもの

i) 商標登録されている都道府県名:29

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、群馬、千葉、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、京都、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、大分、宮崎

ii) 商標出願されている都道府県名:34

北海道、青森、宮城、秋田、福島、群馬、埼玉、千葉、富山、石川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島

② 都道府県により出願、登録されているもの

i) 商標登録されている都道府県名:2

島根、愛媛

ii) 商標出願されている都道府県名:1

愛媛

③ 日本企業・個人等により出願、登録されているもの

i) 商標登録されている都道府県名:6

愛知、三重、京都、奈良、山口、佐賀

ii) 商標出願されている都道府県名:1

岡山

(2) 政令指定都市 ※都道府県名と同じ場合には都道府県名の結果を参照のこと。

※公告、異議申立、査定不服審判中の案件については、出願中のものとして扱った。

① 中国等外国企業・個人により出願、登録されているもの

i) 商標登録されている政令指定都市名:5

川崎、名古屋、堺、神戸、北九州

ii) 商標出願されている政令指定都市名:6

札幌、川崎、横浜、名古屋、堺、神戸

② 政令指定都市により出願、登録されているもの

i) 商標登録されている政令指定都市名:

なし

ii) 商標出願されている政令指定都市名:

なし

③ 日本企業・個人等により出願、登録されているもの

i) 商標登録されている政令指定都市名:4

札幌、川崎、浜松、堺

ii) 商標出願されている政令指定都市名:1

川崎

(3) 地域団体商標

※公告、異議申立、査定不服審判中の案件については、出願中のものとして扱った。

① 中国等外国企業・個人により出願されている商標数: 31

「三朝温泉」(登録:3類)  
「常滑焼」(登録:21類/35類)  
「三河木綿」(登録:24類)※「三河木綿」での登録  
「小石原焼」(登録:21類)  
「九谷焼」(登録:8類/21類/43類、出願中:11類/35類)  
「美濃焼」(登録:11類/21類、出願中:11類/21類)  
「京扇子」(登録:3類/14類/16類/20類/33類/35類)  
「上野焼」(登録:29類)  
「なると金時」(出願中:29類/30類/32類/35類)  
「近江牛」(登録:35類/43類)  
「宇治茶」(出願中:3類)  
「飛騨牛」(登録:25類)  
「三田牛」(登録:1類/35類/43類、出願中:30類)  
「神戸牛」(出願中:29類/43類)  
「豊後牛」(出願中:43類)  
「笠間焼」(登録:35類)  
「草津温泉」(登録:3類)  
「信楽焼」(登録:21類/30類/32類/35類/43類)  
「京焼・清水焼」(登録:11類/30類/35類)※「京焼」「清水焼」での登録あり  
「南部鉄器」(登録:11類/20類/21類/35類)  
「高岡銅器」(登録:21類)  
「壺屋焼」(登録:30類、出願中:8類/11類/21類/35類)  
「唐津焼」(登録:21類、出願中:8類/11類/21類/35類)  
「西尾の抹茶」(登録:35類/43類)※いずれも「西尾抹茶」での登録及び出願  
「京染」(登録:25類)  
「備前焼」(登録:11類/35類、出願中:21類/33類)  
「とやま牛」(登録:29類/30類)※いずれも「富山牛/FU SHAN NIU」での登録  
「熱海温泉」(登録:3類/31類/36類)  
「小鹿田焼」(登録:21類、出願中:8類/35類)  
「十勝和牛」(出願中:29類)  
「中津からあげ」(出願中:43類)

② 日本企業・個人等により出願されている商標数:13

「加賀みそ」(登録:30類 企業の出願) ※「加賀味噌」での登録  
「知覧茶」(登録:30類 企業の出願)  
「輪島塗」(登録:16類/20類/21類/35類 すべて企業の出願) ※20類/21類/35類は  
「輪島塗/wajimanuri」での登録  
「博多織」(登録:24類 企業の出願)  
「嶽きみ」(登録:31類/40類 個人の出願)  
「明石鯛」(登録:33類 企業の出願) ※「明石鯛/AKASHI-TAI」での出願  
「宇治茶」(出願中:30類 企業の出願)  
「江戸切子」(登録:9類 企業の出願)  
**「播州織」(出願中:3類/16類/21類/35類)**  
「北山杉」(登録:19類 団体の出願)  
「加茂桐箆笥」(登録:20類 団体の出願)  
「播州針」(登録:28類 企業の出願) ※「播州針/THE BANSHU HOOKS」での登録  
「大島石」(登録:19類 企業の出願) ※「大島石/OOSHIMAISHI」での登録

③ 権利者が関与した出願:26

「十勝川西長いも」(登録:31類)  
「豊岡鞆」(登録:18類)  
「高崎だるま」(登録:28類)  
「京石工芸品」(登録:19類)  
「北山丸太」(登録:19類)  
「本場奄美大島紬」(登録:24類)  
「常滑焼」(登録:11類)  
「庵治石」(登録:19類)  
「今治タオル」(登録:24類)  
「京石塔」(登録:19類)  
「堺刃物」(登録:8類)  
「堺打刃物」(登録:8類)  
「掛川茶」(出願中:30類)  
「宇和島じゃこ天」(登録:29類)  
「京焼・清水焼」(登録:21類)  
「日田梨」(登録:31類)

「南部鉄器」(登録:21類)
「高岡銅器」(登録:6類/21類)
「飛騨の家具」(登録:20類) ※「飛騨家具/Hida Kagu」での登録
「飛騨・高山の家具」(登録:20類) ※「飛騨高山家具/Hida Takayama Kagu」での登録
「関の刃物」(登録:8類)
「下関ふく」(出願中:29類)
「枕崎鯉節」(登録:29類/30類)
<b>「北海道味噌」(出願中:30類)</b>
「大雪旭岳源水」(登録:32類)
「大川家具」(出願中:20類)

(4)農林水産物等の地理的表示

※地域団体商標と名称が同一であるものについては含まない(再掲せず)

① 中国等外国企業・個人により出願されている商標数:3

「八女伝統本玉露」(登録:30類) ※「八女玉露」での登録
「八丁味噌」(登録:30類) ※「八丁味噌/Haccho Miso」での登録
「くまもとあか牛」(出願中:29類/30類/32類/33類/35類/43類)

② 日本企業・個人により出願されている商標数:

なし

③ 登録生産者団体に関与している商標数:1

「夕張メロン」(登録:30類/31類)

(5)酒類の地理的表示

※都道府県名と同一のもの及び商品の普通名称のものについては含まない(再掲せず)

① 中国等外国企業・個人により出願されている商標数:5

「壱岐」(登録:29類/30類/31類/32類/35類/36類/43類/44類)
「球磨」(登録:30類/33類 出願中:33類)
「薩摩」(登録:5類/9類/12類/18類/19類/20類/25類/28類/41類/ <b>出願中:28類</b> )
「白山」(登録:1類/3類/5類/7類/9類/18類/22類/35類/41類 出願中:9類/29類/30類/31類)
「灘五郷」(出願中:35類)

② 日本企業・個人により出願されている商標数：

なし

③ 管理機関が関与している商標数:1

「薩摩」(登録：29類/35類/43類)

【本調査における検索の方法及び調査報告の対象】

1. 都道府県名・政令指定都市名について

(1) 検索方法

①商標名称(商標名称)の項目に各都道府県名・政令指定都市名を簡体字に変換して検索する。

例：「長」→「长」、「岡」→「冈」、「広」→「广」

②「都」、「府」及び「県」及び「市」の文字は除いて検索する。

例：「東京都」→「東京」(东京)、「札幌市」→「札幌」

③上記②に該当する文字部分をローマ字に変換して検索する。

例：「東京」→「tokyo」、「札幌」→「sapporo」

(2) 調査対象

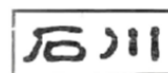
①調査報告書の対象とするもの

i) 検索した結果、入力した文字と文字構成上同一(簡体字と繁体字の違いは除く)のもの。

ii) 入力した文字にピンイン、ローマ字、ひらがな文字、カタカナ文字を付記・併記しているもの。

iii) 四角や丸といったそれ自体では識別力を有さない単純図形を組み合わせたもの。

例：



②調査報告書の対象外とするもの

i) 検索した結果、入力した文字と異なるもの。

ii) 入力した文字と他の文字との組み合わせられたもの。

例：



iii) 文字が普通に用いられる方法で表されていないもの。

例：



iv) 図形との組み合わせられたもの

例：



## 2. 地域団体商標及び農林水産物等の地理的表示、酒類の地理的表示について

### (1) 検索方法

①地域団体商標等を簡体字に変換して検索する。

②次の語を含む地域団体商標等については、それらの文字を省いて検索する。

i) 接続語「の」「・」

例： 「飛驒の家具」 → 「飛驒家具」

「飛驒・高山の家具」 → 「飛驒高山家具」

ii) 「産」

例： 「一色産うなぎ」 → 「一色うなぎ」

iii) 「名物」「名産」「本場」

例： 「山形名物玉こんにゃく」 → 「山形玉こんにゃく」、

「京都名産すぐき」 → 「京都すぐき」、「本場大島紬」 → 「大島紬」

③ひらがな文字やカタカナ文字を含む地域団体商標等については、当該ひらがな文字等の意味合いに通じる中国語(簡体字)に変換して検索する。

例： 「みそ」 → 「味噌」、「レモン」 → 「檸檬」

### (2) 調査対象

①調査報告書の対象とするもの

i) 検索した結果、入力した文字と文字構成上同一（簡体字と繁体字の違いは除く）のもの。

ii) 入力した文字にピンイン、ローマ字、ひらがな文字、カタカナ文字を付記・併記しているもの。

iii) 地域団体商標等を構成する文字または記号の一部（上記（1）検索方法②に該当するもの）を省略したもの。

例： 「〇〇の××」、「〇〇産〇〇」など

iv) 四角や丸といったそれ自体では識別力を有さない単純図形を組み合わせたもの。

例：



②調査報告書の対象外とするもの

i) 検索した結果、入力した文字と異なるもの。

例：



(地域団体商標は「比内地鶏」)



(地域団体商標は「紀州梅干」)

ii) 入力した文字に他の文字と組み合わせられたもの。

例：



(地域団体商標は「紀州備長炭」)

iii) 地名のみのもの

iv) 図形との組み合わせられたもの

例：

